

自衛官の募集に係る住民基本台帳の一部の写しの
提供に関する覚書

葛飾区を甲とし、自衛隊東京地方協力本部を乙とし、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第29条に基づいて乙が行う自衛官の募集に関する事務（以下「自衛官募集事務」という。）において、自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第120条に基づく住民基本台帳の一部の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第1項に規定する住民基本台帳の一部の写しをいう。以下「対象者情報」という。）の提供について、対象者情報の適正な管理を確保するため、甲と乙との間において、次の条項により覚書を締結する。

（利用目的）

第1条 乙は、甲から提供された対象者情報を乙の行う自衛官募集事務に利用し、人材を確保することを目的とする。

（提供内容等）

第2条 甲は、乙の指定する自衛官募集事務に必要な対象者を住民基本台帳から抽出し、氏名、出生の年月日、男女の別、住所からなる対象者情報を紙媒体により提供する。

2 甲は、乙に対し対象者情報を提供することについて、事前にホームページ等で周知し、対象者又は代理人の申出があれば、対象者情報から削除するものとする。

（適正な管理）

第3条 乙は、対象者情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の対象者情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（秘密の保持）

第4条 乙は職員に対し、対象者情報を他に漏らしてはならないこと、違法不当な目的に利用してはならないこと、その職を退いた後も同様であることを周知徹底する等、対象者情報を厳重に管理保管し、秘密の保持を行わなければならない。

（目的外利用の禁止）

第5条 乙は法令に定めがある場合を除き、対象者情報を第1条に規定する利用目的以外に利用してはならない。

（第三者への提供の禁止）

第6条 乙は法令に定めがある場合を除き、対象者情報を第三者に提供してはならない。

（複写の禁止）

第7条 乙は、第1条の利用目的以外に対象者情報の複写をしてはならない。

（廃棄等）

第8条 乙は、第1条に規定する事務のための使用期間経過後、直ちに対象者情報を復元

若しくは、判読を不可能にする方法により廃棄を行うものとする。

(事故発生時における報告)

第9条 乙に対し提供した対象者情報に紛失その他対象者情報の漏えい等が生じた場合、乙は速やかに甲へ報告しなければならない。

(協議)

第10条 対象者情報の提供に関し、この覚書に定めのない事項については、甲と乙との間で協議の上、これを定める。

(覚書の保管)

第11条 覚書締結の証として本覚書2通を作成し、甲と乙記名捺印のうえ、各々1通を保有する。

令和8年1月30日

甲：東京都葛飾区立石五丁目13番1号
葛飾区
代表者 葛飾区長 青木 克徳

乙：東京都新宿区市谷本村町10番1号
防衛省自衛隊東京地方協力本部
代表者 防衛省自衛隊東京地方協力本部長 鹿子島 洋